

雇入(雇止)届出書									
届出年月日	年 月 日		船舶番号、船名及び総トン数			第 号 トン			
届出者氏名	船長 船舶所有者		船舶の用途	航行区域又は従業制限及び従業区域					
船舶所有者の住所及び氏名又は名称			主機の種類			主機の出力			
						kw			
氏名及び 船員手帳番号	年齢	区別	雇入年月日 及び雇入港	雇止年月日 及び雇止港	職務	雇入期間	給料及び 手当	その他の 労働条件	備考
第 号	歳						給料 手当		
第 号	歳						給料 手当		
第 号	歳						給料 手当		
第 号	歳						給料 手当		
第 号	歳						給料 手当		
第 号	歳						給料 手当		
第 号	歳						給料 手当		
第 号	歳						給料 手当		
第 号	歳						給料 手当		
第 号	歳						給料 手当		
第 号	歳						給料 手当		
第 号	歳						給料 手当		
第 号	歳						給料 手当		
第 号	歳						給料 手当		
第 号	歳						給料 手当		
第 号	歳						給料 手当		
雇入			雇止			合計			

記載心得

- 一括届出の許可を受けている場合は、船舶番号、船名及び総トン数欄に「一括届出」と記載すること。
- 国際総トン数証書又は国際総トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。
- 雇止の場合は、給料及び手当欄には記入をせず、その他の労働条件欄には雇止の事由を記載すること。
- 備考欄には、次の事項を記載すること。
イ 雇入の場合は、「新規雇用」、「社内転船」、「予備船員の雇入」等の別及び船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条第2項の指定を受けた職の船舶職員として乗り組む場合にあつてはその旨、更に、船員職業紹介所が取り扱ったときは、その略名。
ロ 雇止の場合は、「退職」、「解雇」、「社内転船」、「予備船員へ編入」等の別。更に、船員法施行規則第20条の規定により、海員名簿を提示しないで届出するときは、不提示の事由。
- その他の事項については、海員名簿の記載心得を参照すること。